

## ■第6回さいたま市総合振興計画推進本部会議 議事概要

【日 時】 令和元年10月16日（水） 午前11時00分～午前11時45分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、阪口副市長、水道事業管理者、教育長、理事兼市長公室長、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、保健福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、西区役所区長、北区役所区長、大宮区役所区長、見沼区役所区長、中央区役所区長、桜区役所区長、浦和区役所区長、南区役所区長、緑区役所区長（代理）、岩槻区役所区長、消防局長、会計管理者（代理）、水道局長（代理）、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、総合政策監

【議 事】 (1) 次期総合振興計画の検討経過について  
(2) 次期総合振興計画（案）について  
(3) 総合振興計画審議会 第3回総会について  
(4) その他

### <議題説明(1)>

議題（1）「次期総合振興計画の検討経過」について、事務局（都市経営戦略部）から、資料1及び資料2により、次のような説明があった。

（資料1）

○本日の審議内容について説明する。

- ・議題1では、前回3月11日に開催した第5回推進本部会議以降の経過の確認、そして、議題2の次期総合振興計画（案）の御確認をいただき、議題3で、10月21日（月）に開催される総合振興計画審議会第3回総会にお諮りすることについて、御承認いただく流れを考えている。

（資料2）

○次期総合振興計画に関するこれまでの検討経過について説明する。

- ・「審議会総会」では、3月28日の総会において、調整部会、第1部会、第2部会及び第3部会の設置及びそれぞれの部会における所掌事項を決定した。
- ・今年度、各部会にて所掌事項に関する検討を進め、その検討結果をもとに、本日議題としている「次期総合振興計画（案）」をまとめたところである。
- ・今後については、10月21日の審議会総会で、「次期総合振興計画（案）」を中間案として審議していただき、そこでの意見の調整を踏まえ、11月7日の総会で答申案を審議・決定する予定である。

- ・ 答申後は、市議会 12 月定例会において、答申についての報告を行う予定である。
- ・ 議会での報告方法等については、現在、議会局と調整中であるので、分かり次第お知らせしたい。

### ＜意見・質問等＞

なし

### ＜議題説明(2)＞

議題（２）「次期総合振興計画（案）について」、事務局（都市経営戦略部）から、資料 3、資料 4 及び参考 1 により、次のような説明があった。

（資料 3）

○ 「次期総合振興計画の全体構成（目次）（案）」について、説明する。

- ・ 資料の左側が、「当初案」として、前回の第 5 回本部会議で提示した全体構成（目次）（案）である。その後、審議会での審議過程等で修正が入っていることから修正内容を説明する。
- ・ 第 1 部「計画の全体像」について、組替えを行っている。
- ・ 修正案の第 1 章「計画策定に当たって」においては、地方自治法における基本構想の策定義務がなくなったことを踏まえて、「次期総合振興計画の必要性」を最初に示すこととしたものである。
- ・ 第 2 章「都市づくりの目標」では、都市づくりの原点であり、都市づくりの前提となる考え方や姿勢を引き継ぐ「基本理念」を第 1 節、「将来都市像」を第 2 節と、順序を入れ替えている。ここまでが次期総合振興計画の理念的な整理となるところである。
- ・ 次の第 3 章から第 5 章は、社会環境の変化等を捉えるものとして、第 3 章「時代潮流」では、世界的、全国的な状況を、第 4 章「さいたま市の状況」では、本市を取り巻く状況を記載している。
- ・ さらに、第 5 章「本市の魅力・課題」では、この後説明する「重点戦略」が、この「魅力」、「課題」を 2 つの柱としていることもあり、「重点戦略」につながる内容として、第 1 節「魅力」、第 2 節「課題」を記載している。
- ・ 第 6 章「将来都市構造の基本的な考え方」については、当初の案では、第 4 部「質の高い都市経営の実現」の中に置いていたが、計画の策定等の全般にわたる方向性を示すものとして、改めて第 1 部に記載する。
- ・ 第 7 章「計画の推進」では、当初案にもあった「計画の構成」を第 1 節とし、さらに、第 2 節には「SDGs の推進」、第 3 節に「計画の進行管理」を記載することとした。
- ・ 第 4 部「各区のまちづくり」では、当初案では、第 4 部「質の高い都市経営の実現」の第 3 節としていたが、「区の将来像」の「まちづくりのポイント」が、施策を掲げる「分野別計画」と同様のレベルと考えられることから、第 3 部「分野別計画」の後に第 4 部として位置付けることとした。

(資料4)

○「次期総合振興計画(案)の概要」について、説明する。

- ・次期総合振興計画(案)について、現行の後期基本計画とからの変更点や新規の内容を中心に、この資料4で説明させていただく。
- ・「計画の構造と期間」であるが、総合振興計画は、将来都市像やその実現に向けた各行政分野の施策を「総合的、体系的に示す、市政運営の最も基本となる計画」として必要であるとし、基本構想を含む「基本計画」、基本計画に定める各施策の具体的な事業を定める「実施計画」の2層構造として策定するものである。
- ・なお、これまでの本部会議では、「基本計画を含む基本構想」と説明してきたが、基本計画としての内容が中心となって構成されていることから、今回「基本構想を含む基本計画」と修正させていただいた。
- ・「まちづくりの基本理念」は、現行から変更せず、『だれもが、「住みやすい」、「住み続けたい」と思える都市の実現』のための3つの理念とし、この理念のもと、基本計画は、中長期の展望を見据えながら、計画期間を10年間、実施計画は5年とした。
- ・将来都市像については、基本理念である『だれもが、「住みやすい」、「住み続けたい」と思える都市の実現』のため、次の2つの将来都市像を定めるものとする。
- ・1つ目は、「上質な生活都市」で、『人と自然が共生する緑豊かな都市と、若い力の育つライフスタイルに応じた心豊かな生活を送ることができる都市が融合することで、市民一人ひとりがしあわせを実感し、誇りを感じる都市』
- ・2つ目は、「東日本の中枢都市」で、『「東日本の交流拠点都市」をさらに一歩進め、東日本の中枢としての地位を確立させていくことで、市民や企業から選ばれ、成長・発展し、市民が誇りを感じ、訪れる人が魅力を感じる都市』を、目指すべき将来都市像とするものである。なお、それぞれの下に記載している「イメージするキーワード」は、あくまで将来都市像に関連の深いものとして、例示しているものである。
- ・続いて「将来都市構造の基本的な考え方」は、将来都市像の実現に向けて、本市が目指すべき都市空間の骨格を示すものである。現行の後期基本計画からの主な変更点としては、これまでの原則であった市街地の拡大を抑制しながら都市機能を集約し、拠点となる市街地間をネットワークで接続する、「多核集約・連携型」の都市構造を継続するものの、表現については、国の国土形成計画上の表現である「コンパクト+ネットワーク型」に変更することとした。
- ・『首都圏広域地方計画における「対流拠点」の位置付けへの対応』として、『対流拠点として必要な機能が求められています。』等の内容を新たに記載している。
- ・『2都心・4副都心の書き込み内容の具体化』として、地区ごとの『地区の現状・特性・地域資源等』と、それらを踏まえた『目指す方向性』をより詳細に記載している。
- ・『産業集積拠点の位置づけ』として、業務機能の主な集積拠点の都心や副都心以外の企業活動の拠点として、新たに位置づけている。
- ・また、都心・副都心等の特徴付けなどと合わせ、住民等との協働・連携により地域における快適で魅力的な環境の創出、美しい街並みの形成、公共空間の活用などのエリアマネジメントを行っていくことについて、大枠の方向性を記載している。
- ・第7章「計画の推進」では、分野別計画の取組にSDGsの視点を位置づけ、総合的かつ計画的な取組を推進することで、SDGsの推進に寄与することとしている。分野別

計画には、政策（計画案の「節」部分）を単位に、関連の深いと思われるSDGsを例示している。

- ・SDGsの17ゴールのアイコンを示すことにより、各節が掲げる政策等を実施する際に、ほかに同じアイコンをもつ政策があれば、より横断的な意識をもって、政策等の推進を図ることもできると考えている。
- ・「計画の進行管理」では、将来都市像の実現に向けて基本計画に「総合指標」、「成果指標」を、実施計画に「目標指標」を設定し、PDCAサイクルに基づく進行管理を行っている。
- ・本市における、これまでの都市づくりで育まれた強みや優位性である「魅力」を最大限に活用するとともに、本市を取り巻く社会情勢の変化や、市民の課題意識に対応するための、都市づくりを進める必要があり、その「魅力」を生かし「課題」に対応する上で、効率的、かつ、大きく貢献していく事業を重点化し、最小の資源で最大の効果をあげていくため、その前提となる、『「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略』と『課題に対応し、持続可能なまちづくりを進める戦略』の2つを、重点戦略として、設定することとした。
- ・「分野別計画」については、将来都市像の実現に向けた政策について、従来の7分野から新たに11分野に分類した。
- ・将来都市像に結び付く重点政策として、「第4章 教育」、「第7章 子ども・子育て」、「第8章 文化」を、新たな分野の「章」として位置付けた。
- ・2点目は、これまで施策の1つであった「地域医療」、「観光」及び「都市農業」を格上げして、新たな、政策の「節」として位置付けた。第2章「環境」には、「環境保全等に関する市民協働等の視点」を、新たな政策（節）として位置付けた。
- ・3点目は、健康意識の高まりを背景に、新たな政策として「スポーツによる健康づくり」を、「第3章 健康・スポーツ」の中に位置付けた。
- ・「各区のまちづくり」については、地域の特性を生かし、区民の声を聞きながら、区民とともにまちづくりを進めるため、現行の後期基本計画と同様、「区の特性」と「区の将来像」で構成し、「区の将来像」の中に「まちづくりのポイント」を示すものである。いずれも、区のまちづくりに関わる関係団体の代表者等で構成する各区の検討懇話会からいただいた御意見をもとに作成している。
- ・「質の高い都市経営の実現」について、計画を効率的、効果的に推進していくため、「市民協働・公民連携」、「高品質経営市役所」について、新たに第5部として位置付ける。
- ・第1章「市民協働・公民連携」では、「多様な主体とともにつくるまちづくり」として、市民や大学、事業者、市民活動団体など多様な主体と市が、対等なパートナーとして、連携、協働を促進し、複雑化する社会や地域の課題、市民ニーズ等に対し、さらに効果的に取り組むことを目指す。
- ・第2章「高品質経営市役所」では、資料に記載のとおり6点を掲げ、特に、4点目の「高品質な施策を生み出すための仕組み」、6点目の「さいたま市の魅力を生かした都市の魅力の発信」は、市民ワークショップ等で「新たな情報技術を活用した情報提供」や「本市の魅力PR」などといった市民意見を踏まえた内容となっている。

### <意見・質問等>

なし

### <議題説明(3)>

議題（３）「さいたま市総合振興計画審議会 第３回総会」について、事務局（都市経営戦略部）から、参考２により、次のような説明があった。

（参考２）

○「第３回総会」について、説明する。

- ・10月21日開催予定の審議会第３回総会の内容については、資料として配布した次第のとおり予定している。
- ・「検討経過」の資料２でも触れたとおり、本日の審議結果を受けて、10月21日（月）の審議会第３回総会において、次期総合振興計画の「検討経過」及び「計画（案）」について、お諮りすることとしたい。
- ・第３回総会での意見等については、改めて推進本部の各PT、幹事会等での検討を経て、『答申（案）』としてまとめ、次回の第７回推進本部会議の議題とする予定である。

### <意見・質問等>

特になし

### <議題説明(4)>

議題（４）「その他」として、事務局（都市経営戦略部）から、次回の第７回さいたま市総合振興計画推進本部会議を11月5日（月）午前9時15分から開催したいとの説明があった。

### <その他>

なし

以 上